

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
医療保険		
関東厚生局 健康福祉部 保険課	048-740-0782	〒330-9713 さいたま中央区 新都心1-1 さいたま都心合同庁舎 1号館7階
<p>(業務) 健康保険の保険者である健康保険組合の行う業務の監督及び全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）支部に対する検査等に関する こと</p>		
全国健康保険協 会本部	027-219-2100 (代表)	〒102-8575 東京都千代田区 九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階
<p>中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険（政府管掌健康保険）は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなりました。この協会が運営する健康保険の愛称を「協会けんぽ」といいます。 ※各種申請・届出手続きに関する事、制度に関するお問い合わせは「申請書のご案内」、「健康保険ガイド」、「健診・保健指導のご案内」をご照会いただくか、各都道府県支部へご相談ください。</p>		
全国健康保険協 会船員保険部	0570-300-800 (ナビダイヤル) 03-6862-3060 (携帯電話・PHS・IP 電話ご利用の方)	〒102-8016 東京都千代田区 富士見2-7-2 ステージビルディング 14階
<p>申請手続きは、原則郵送でお願いしておりますので、窓口にお越し いただく必要はありません。申請書に必要な事項を記入し、必要な書 類を添付の上、船員保険部あてにお送りください。 ※都道府県支部では、船員保険業務を行っておりません。都道府県支 部で申請書を受付した場合は、船員保険部に転送されます。 受付時間 平日 8:30~17:15 (祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
協会けんぽ（全国健康保険協会）群馬支部	027-219-2100 （代表）	〒371-8516 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4階
<p>群馬支部におかけになった電話は、すべて自動音声により案内しますので、用件に応じて番号を選択することになります。</p> <p>受付時間 平日 8:30～17:15 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p>		
群馬県健康福祉部 国保援護課	027-897-2736	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎15階 南側
<p>国民健康保険は、職場の健康保険や共済組合などに加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人を除く全ての方が加入します。国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤として重要な役割を果たしていますが、これまでは市町村単位で運営していたため、小規模な市町村は財政運営が不安定になりやすいというリスクを抱えていました。</p> <p>このようなことから、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険を運営することとなりました。</p> <p>県は財政運営の責任を担うなど国保運営の中心的な役割を担い、市町村は地域におけるきめ細かい事業を引き続き行います。</p> <p>※各種申請・届出手続きに関することについては、お住まいの市町村国保窓口及び加入している群馬県医師国民健康保険組合等国保組合にご相談ください。</p> <p>（注）お住まいの市町村国保窓口には、市町村の所在地・電話番号をご確認の上（365ページ～366ページ参照）、ご照会ください。</p>		
群馬県後期高齢者医療広域連合	027-256-7171 （代表）	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6階
<p>後期高齢者医療制度（①75歳以上の方、②65歳以上75歳未満で一定の障がい（国民年金の障害年金1、2級を受給している方、身体障害者手帳（1～3級と4級の一部）をお持ちの方など）がある方で、申請に基づき広域連合の認定を受けた方）と当広域連合に関するご意見・ご質問は、上記の電話番号へご連絡いただきます。</p> <p>※後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなります。</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
年金		
関東信越地方年金 記録訂正審議会 <small>(関東信越厚生局年金 審査課)</small>	048-600-0730	〒330-9717 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館5階
<p>(制度概要)</p> <p>年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。</p> <p>そのため、年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正を国に請求することができ、これを年金記録の「訂正請求」といいます。</p> <p>請求を受けた厚生労働省（地方厚生（支）局）は、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行います。</p> <p>請求が認められるときは、年金記録を訂正する決定をします。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。</p> <p>訂正請求ができる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求は年金に加入している方（過去に加入していた方を含む）ご本人が行うことができます。 ・ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方（※）が行うことができます。（※）遺族年金の受給権者であるなど一定の条件があります。 <p>訂正請求の対象となる期間</p> <p>国民年金・厚生年金保険の被保険者であった期間の記録のほか、厚生年金保険に統合された旧船員保険の被保険者期間、旧農林共済組合、旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の組合員期間の記録が対象です。</p> <p>※国民年金基金、厚生年金基金の加入員となっている国民年金、厚生年金保険の被保険者の期間についても、訂正請求の対象となります。この場合、基金の加入員記録も考慮して訂正の可否が判断されます。</p> <p>※国家公務員共済組合（旧陸軍共済組合などを含む）と地方公務員共済組合の組合員期間、日本私立学校振興・共済事業団の加入者期間は対象となりません。なお、戦時中の軍などでの無給嘱託期間については対象となる場合があります。</p> <p>訂正請求の手続先</p> <p>お近くの日本年金機構年金事務所（群馬県内の年金事務所の所在地・管轄区域は338ページ～339ページ参照）</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本年金機構	03-5344-1100 (代表)	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 03-6700-1165	/
<p>(相談概要)</p> <p>年金相談に関する一般的なお問い合わせ ※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。</p> <p>受付時間</p> <p>月曜日 8:30~19:00 火曜~金曜日 8:30~17:15 第2土曜日 9:30~16:00</p> <p>※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19時まで予約をお受けします。 ※祝日(第2土曜日を除く)、12/29~1/3はご利用いただけません。</p>		
ねんきん定期便・ ねんきんネット専用ダイヤル	0570-058-555 03-6700-1144	/
<p>(相談概要)</p> <p>「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ ※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。</p> <p>受付時間</p> <p>月曜日 8:30~19:00 火曜~金曜日 8:30~17:15 第2土曜日 9:30~16:00</p> <p>※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19時まで予約をお受けします。 ※祝日(第2土曜日を除く)、12/29~1/3はご利用いただけません。</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
ねんきん加入者 ダイヤル	国民年金加入者向け 0570-003-004 03-6630-2525 事業所、厚生年金加入者向け 0570-007-123 03-6837-2913	
<p>(相談概要)</p> <p>年金相談に関する一般的なお問い合わせ ※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。</p> <p>受付時間 月曜日～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00 ※祝日(第2土曜日を除く)、12/29～1/3はご利用いただけません。</p>		
年金事務所、街 角の年金相談セ ンター来訪予約	0570-05-4890 03-6631-7521 (予約電話番号)	/
<p>(概要)</p> <p>年金事務所、街角の年金相談センターの訪問予約を行います。お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます。 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します。 ※混雑状況によっては、時間どおりに案内できない場合があります。 ※※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。</p> <p>受付時間 月曜日 8:30～19:00 火曜～金曜日 8:30～17:15 第2土曜日 9:30～16:00</p>		
<p>群馬県内の年金事務所及び街角の年金相談センター ※年金事務所の管轄区域は、338ページ～339ページ参照</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋年金事務所	027-231-1719 (自動音声案内)	〒371-0033 前橋市国領町2-19-12
桐生年金事務所	0277-44-2311 (自動音声案内)	〒376-0023 桐生市錦町2-11-19
高崎年金事務所	027-322-4299 (自動音声案内)	〒370-8567 高崎市栄町10-1
渋川年金事務所	0279-22-1614 (自動音声案内)	〒377-8588 渋川市石原143-7
太田年金事務所	0276-49-3716 (自動音声案内)	〒373-8642 太田市小舞木町262
街角の年金相談 センター前橋	027-265-0023 (お問い合わせ電話)	〒379-2147 前橋市亀里町1310 群馬県JAビル3階
<p>(概要) 「街角の年金相談センター」は、全国社会保険労務士会連合会が運営しています。 「街角の年金相談センター」では、「対面による年金相談」のみを行っています。「お電話による年金相談」は受け付けておりません。担当者が「対面による年金相談」を行っている場合、電話に出られないことがありますので、ご了承ください。 受付時間 平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)</p>		
関東厚生局 健康福祉部 企業年金課	048-740-0782	〒330-9713 さいたま中央区 新都心1-1 さいたま都心合同庁舎 1号館7階
<p>(業務) 厚生年金基金、企業年金基金、確定拠出年金(企業型年金)、確定給付企業年金の指導監督に関すること</p>		